

## ⑦ 相続・遺産分割事件

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
訴訟事件	① 訴訟事件の額 但し、上限100万円	① 訴訟事件の額 但し、上限100万円	遺産分割事件に加えて、関連する他の紛争を解決するための法的手続きを委任するときの着手金・報酬金は左記の着手金・報酬金の1/2とします。
調停事件・ADR事件	② 調停事件・ADR事件の額 但し、上限70万円	② 調停事件・ADR事件の額 但し、上限70万円	
示談交渉事件	③ 示談交渉事件の額 但し、上限50万円	③ 示談交渉事件の額 但し、上限50万円	